

平成21年  
10月から

65歳以上の年金受給者で町  
県民税を納税されているか  
たにお知らせです。

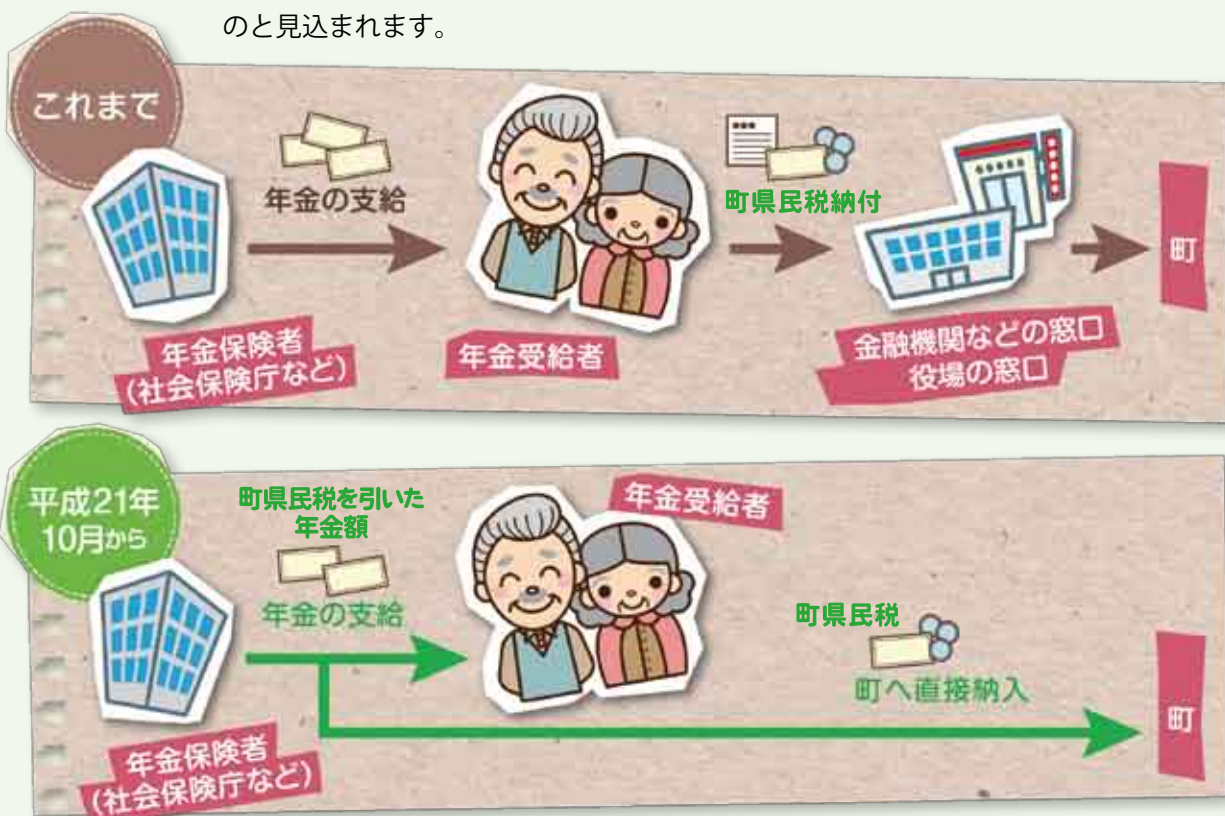


# 町県民税の年金からの 引き落としが始まります。

<特別徴収制度>

特別徴収制度とは、年金保険者が町県民税を年金から引き落としとして町へ直接納入することです。

現在、年金を受給されていて町県民税を納税する義務のあるかたには、年4回、役場や金融機関などに出向き、町県民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が町県民税を年金から引き落とし、町へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、町の事務の効率化が図られるものと見込まれます。



**新たな税負担が生じるものではありません。**

町県民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

町県民税の年金からの引き落とし制度へのご理解をよろしく申し上げます。